

自主防災会規約改正案（1 / 5）

From	To	変更点等
花畑自主防災会規約（改正）	花畑自主防災 <u>委員会</u> 規約（改正）	・自治会の下部組織として再編するため、名称を「自主防災会」から「自主防災委員会」に変更する。
（名称） 第一条 この会は、花畑自主防災会（以下「本会」という。）と称する。	（名称） 第一条 この会は、 <u>花畑自治会の組織の一部であり、</u> 花畑自主防災 <u>委員会</u> （以下「本 <u>委員会</u> 」という。）と称する。	・同上
（事務局の所在地） 第二条 本会の事務局は、会長宅に置く。	（事務局の所在地） 第二条 本 <u>委員会</u> の事務局は、 <u>防災委員会</u> 会長宅に置く。	・名称の変更を反映。 ・所在地の明確化。
（目的） 第三条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。	（目的） 第三条 本 <u>委員会</u> は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。	・名称の変更を反映。
（事業） 第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1) 防災訓練の実施に関する事。こと。 2) 防火、防災の知識の普及に関する事。こと。 3) 地震等の災害防止に関する事。こと。 4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火 5) 救出救護、避難誘導、及び給食給水等の応急対策に関する事。こと。 6) 防災資機材等の備蓄に関する事。こと。 7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。	（事業） 第四条 本 <u>委員会</u> は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1) <u>春と秋の</u> 防災訓練の実施に関する事。こと。 2) 防火、防災の知識の普及に関する事。こと。 3) 地震等の災害防止に関する事。こと。 4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火 5) 救出救護、避難誘導、及び給食給水等の応急対策に関する事。こと。 6) 防災資機材等の備蓄に関する事。こと。 7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。	・名称の変更を反映 ・防災訓練の実施時期を明記

自主防災会規約改正案（2 / 5）

From	To	変更点等
<p>(会員) 第五条 本会の会員は、花畑自治会にある世帯を持って構成する。</p>	<p>(会員) 第五条 本<u>委員会</u>の会員は、花畑自治会に<u>加入している</u>世帯を持って構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称の変更を反映。
<p>(役員) 第六条 本会に必要なに応じ、次ぐに役員を置く。 会長 1名 会長代行 1名 副会長 2名 副会長代行 2名 班長 18名 評議員（有志）は会長が任命する。</p> <p>2. 会長、副会長、班長は自治会役員を兼務する。</p> <p>3. 役員の任期は、会長、副会長、班長は1年とする。 評議員の定数は定めず、再任を妨げない。</p>	<p>(役員) 第六条 本<u>委員会</u>に必要なに応じ、<u>以下の</u>役員を置く。 <u>防災委員会</u>会長 1名 <u>防災委員会</u>会長代行 1名 <u>防災委員</u>副会長 2名 <u>防災委員</u>副会長代行 2名 班長 18名 <u>防災委員リーダー</u> <u>防災委員</u> 評議員（有志）は会長が任命する。</p> <p>2. <u>防災委員会</u>会長は<u>自治会</u>会長、<u>防災委員</u>副会長は<u>自治会副会長</u>、班長は<u>自治会班長があたり</u>、任期は1年とする。</p> <p>3. <u>防災委員会</u>会長代行、<u>防災委員会</u>副会長代行は<u>防災委員会</u>会長が任命し、任期は1年とするが再任を妨げない。</p> <p>4. <u>防災委員</u>リーダーは<u>防災委員会</u>会長代行、<u>防災委員会</u>副会長代行が協議して人選し、<u>防災委員会</u>会長が任命する。任期は1年とするが再任を妨げない。</p> <p>5. <u>防災委員</u>は班長及び<u>防災委員</u>リーダーが協議して人選し、本人の承諾を得た上で<u>防災委員会</u>会長が任命する。任期は1年とするが再任を妨げない。 評議員の定数は定めず、再任を妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称の変更を反映。 ・防災委員リーダー（旧連絡員）及び防災委員（旧グループリーダー）も役員として明記。 ・評議員は廃止する。 ・役員の明確化。 ・任期の明確化

自主防災会規約改正案（3 / 5）

From	To	変更点等
<p>(役員の任務) 第七条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。</p> <p>3. 班長、評議員は会の活動を支援する。</p>	<p>(役員の任務) 第七条 防災委員会会長は、本委員会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。</p> <p>2. 防災委員会副会長は、防災委員会会長を補佐し、防災会長に事故のあるときは、その職務を行う。</p> <p>3. 防災委員会会長代行及び防災委員会副会長代行は、それぞれ防災委員会会長及び副防災委員会会長の任務を代行する。</p> <p>4. 班長は本委員会の活動を支援する。</p> <p>5. 防災委員会リーダ及び防災委員会は連携し、地震等の発生時における緊急時安否確認の任務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。 ・ 役員として評議員を廃止し、防災委員リーダ及び防災委員を加えたことを反映。 ・ 防災委員会会長代行及び副防災委員会会長の任務を明記。
<p>(会議) 第八条 本会に総会および評議会を置く。</p>	<p>(会議) 第八条 本委員会に総会及び防災委員会を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。
<p>(総会) 第九条 総会は、全会員を持って構成する。</p> <p>2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。</p> <p>3. 総会は会長が招集する。</p> <p>4. 総会は、次の事項を審議する。</p> <p>1) 規約に改正に関すること。</p> <p>2) 防災計画に関すること。</p> <p>3) 事業計画に関すること。</p> <p>4) 予算および決済に関すること。</p> <p>5) その他、総会が特に必要と認めたもの。</p> <p>5. 総会は、その付議事項の一部を評議会に委任することができる。</p>	<p>(総会) 第九条 総会は、全委員会会員を持って構成する。</p> <p>2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。</p> <p>3. 総会は防災委員会会長が招集する。</p> <p>4. 総会は、次の事項を審議する。</p> <p>1) 規約に改正に関すること。</p> <p>2) 防災計画に関すること。</p> <p>3) 事業計画に関すること。</p> <p>4) 予算及び決済に関すること。</p> <p>5) その他、総会が特に必要と認めたもの。</p> <p>5. 総会は、その付議事項の一部を防災委員会に委任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。

自主防災会規約改正案（4 / 5）

From	To	変更点等
<p>(評議会)</p> <p>第十条 評議会は、会長、副会長、班長代表、班長及び評議員によって構成する。</p> <p>2. 評議会は、次の事項を審議し、実施する。</p> <p>1) 総会に提出すべきこと。</p> <p>2) 総会により委任されたこと。</p> <p>3) その他評議会が必要と認めたこと。</p>	<p>(<u>防災委員会</u>)</p> <p>第十条 <u>防災委員会</u>は、<u>防災委員会</u>会長、<u>防災委員</u>副会長、<u>防災委員会</u>会長代行、<u>防災委員</u>副会長代行、<u>班長代表</u>、<u>班長</u>及び<u>防災委員</u><u>リーダ</u>評議員によって構成する。</p> <p>2. <u>防災委員会</u>は、次の事項を審議し、実施する。</p> <p>1) 総会に提出すべきこと。</p> <p>2) 総会により委任されたこと。</p> <p>3) その他、<u>防災委員会</u>が必要と認めたこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。 ・ 本委員会の構成の変更を反映。
<p>(防災計画)</p> <p>第十一条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画（自主防災組織台帳、地域防災カルテ並びに地域マップを含む）を作成する。</p> <p>2. 防災計画は、次の事項について定める。</p> <p>1) 防災訓練の実施に関すること。</p> <p>2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。</p> <p>3) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水とうに関すること。</p> <p>4) 防火、防災知識の普及に関すること。</p> <p>5) その他必要な事項。</p>	<p>(防災計画)</p> <p>第十一条 本<u>委員会</u>は、地震等による被害の防止<u>及び</u>軽減を図るため、防災計画（自主防災組織台帳、地域防災カルテ並びに地域マップを含む）を作成する。</p> <p>2. 防災計画は、次の事項について定める。</p> <p>1) <u>春と秋</u>の防災訓練の実施に関すること。</p> <p>2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。</p> <p>3) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水<u>等</u>に関すること。</p> <p>4) 防火、防災知識の普及に関すること。</p> <p>5) その他必要な事項。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。 ・ 防災訓練の開催時期を明記
<p>(会費) 全文削除</p> <p>第十二条 本会の会費は、総会の決議を得て別に定める。</p>	<p>(会費) 全文削除</p> <p>第十二条 本<u>委員会</u>の会費は、総会の決議を得て別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称の変更を反映。

自主防災会規約改正案（5 / 5）

From	To	変更点等
<p>(経費) 第十三条 本会の運営に関する経費は、自治会費および事務委託料をもってこれにあてる。</p>	<p>(経費) 第十三条 本<u>委員会</u>の運営に関する経費は、自治会費<u>及</u><u>び</u>事務委託料をもってこれにあてる。</p>	<p>・名称の変更を反映。</p>
<p>(会計年度) 第十四条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度) 第十四条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	
<p>(会計監査) 全文削除 第十五条 会計監査は、毎年一回監査役が行う。 但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。 2. 監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。</p>	<p>(会計監査) 全文削除 第十五条 会計監査は、毎年一回監査役が行う。 但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。 2. 監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。</p>	

平成 31 年度 花畑 自主防災会組織図 (From)



2020年度 花畑 自主防災委員会組織図 (To)

自主防災委員会 防災委員会長：高橋陽一 防災委員会副会長：立原悟 森田剛正	専門部会等 シルバークラブ：伊藤岑次 青年部：斉藤徹 自警団：村上英治	関連委員会、団体等 民生委員：大塚恒夫、諏訪優子、慶野栄子、佐久間マサエ 子供会：沖汐摩耶、山形サチ子、山中美穂 PTA	
花畑自主防災委員会代行 防災委員会長代行：向井道夫（3丁目5班） 防災委員会副会長代行：斉藤 徹（3丁目3班） 伊藤岑次（3丁目5班）			
	情報班（班長） 1丁目1班 2丁目1班 3丁目1班	情報班（防災委員リーダー） 飛田みつゑ（1丁目3班） 立原悟（2丁目1班） 民生委員	[平常時] 防災に関する知識の普及、情報収集伝達訓練など [災害時] デマの防止・監視、防災関係機関への協力など 会員の安否確認、災害情報の収集伝達記録
	消火班（班長） 1丁目2班 2丁目2班 3丁目2班	消火班（防災委員リーダー） 波多野大輔（3丁目4班） 加香孝一郎（3丁目3班） 自警団	[平常時] 消火機材の使い方、消防訓練、火災予防など [災害時] 出火防止、火災の警戒、初期消火活動、衛生対策の広報、防疫対策への協力など
	衛生班（班長） 1丁目3班 2丁目3班 3丁目3班	衛生班（防災委員リーダー） 加香治子（3丁目3班） 井上貴仁（2丁目2班）	[平常時] 衛生用品の点検と確保など 仮設トイレやごみ処理対策の検討など [災害時] 救護班と連絡を密にしてけが人などの処置に当たるなど
	避難誘導班（班長） 1丁目4班 3丁目4班南 3丁目4班北	避難誘導班（防災委員リーダー） 宮内清次（1丁目6班） 慶野勇（2丁目3班）	[平常時] 避難路・避難場所・避難所の安全点検、避難訓練など [災害時] 救出、避難の呼びかけ、安全な避難誘導など
	救出班／救護班（班長） 1丁目4班 3丁目4班南 3丁目4班北	救出班／救護班（防災委員リーダー） 山川浩一（2丁目3班） 石津寛行（3丁目5班） 民生員、自警団	[平常時] 応急手当ての衛生知識の普及、救急救命講習終了など [災害時] 救出、救護活動、傷病者の応急手当、搬送など
	給食班（班長） 1丁目4班 3丁目4班南 3丁目4班北	給食班（防災委員リーダー） 岩室昌章（3丁目2班） 末永謙三（1丁目4班） 青年部	[平常時] 炊き出し器具の確保、避難食、飲み水の確保、備蓄など [災害時] 炊き出し、避難食、飲み水等の配給など
緊急連絡員（防災委員）			
(1-1)銭谷一幸、坂口吾郎、(1-2)山本洋、辰田智、立原伸彦、(1-3)岡田弘昭、吉田緑、土田正男、(1-4)酒井秀記、末永謙三、吉沼英夫、小須田幸助、(1-5)鷹巣正則、小林重雄、三神修、江畑正道、(1-6)大曾根賢一、宮内清次、柴英世 (2-1)児島一聡、立原悟、(2-2)大塚和彦、大久保克己、吉原三郎、稲葉佑策、(2-3)慶野勇、藤原将寿、澤田浩太、山川浩一 (3-1)鈴木典生、高橋陽一、(3-2)岩室昌章、(3-3)加香孝一郎、(3-4南)マヤウエイ、波多野大輔、(3-4北)武村健司、生井智幸、飯田信一、(3-5)鈴木昂、伊藤岑次、広瀬行雄、桜岡義明、(3-6)池成周、草野茂、斉藤元也、(3-7)水越均、 (3-8)倉田建一			

